

○漁業者団体等の活躍（その1）

食アメニティコンテスト・農山漁村いきいきシニア活動

（関連事業：沿岸漁業担い手活動支援事業）

農山漁村表彰事業において、本県青壮年漁業者や女性漁業者の日ごろの活動が評価され、多くの表彰を受けました。

平成20年度は、食アメニティコンテストで宮城県漁業協同組合大谷本吉支所女性部おばちゃん倶楽部が農林水産大臣賞を受賞しました。また、農山漁村いきいきシニア活動で同石巻地区支所女性部における地域魚食普及活動が評価され、水産庁長官賞を受賞しました。

また、県内青年・女性漁業者の日ごろの活動成果を発表する「宮城県青年・女性漁業者交流大会」では、矢本漁業協同組合青年部が農林水産大臣賞、宮城県漁業協同組合網地島支所女性部が水産庁長官賞を受賞しています。（詳細は第2部p46（その2）参照）

これらの活動は、日ごろ各団体が漁業技術の向上や漁村地域の生活環境の向上等に取り組んでいるものであり、その活動が表彰されることは、我々水産業に携わる者として、今後の励みとなります。

今後とも、より活発な活動を目指して、水産業普及指導員を中心として支援していきます。



農山漁村いきいきシニア活動で表彰を受ける石巻支所女性部

名称	主催	目的	受賞者	受賞対象	賞
農山漁村いきいきシニア活動表彰	社団法人 農山漁村女性・生活活動支援協会	地域において積極的に生産活動や地域社会活動に取り組んでいる高齢者等の団体・個人に対し、表彰を行い活動を助長する。	宮城県漁業協同組合 石巻地区支所女性部	地元及び都市住民への魚食普及活動、力午養殖体験、鯨料理の普及宣伝等	水産庁長官賞を受賞
食アメニティコンテスト	農林水産省 都市と農山漁村の共生・対流推進会議	農山漁村地域の女性グループ等の自主的活動による、地域の特産物を活用した地域づくりの貢献事例について表彰を行う。	宮城県漁業協同組合 大谷本吉支所女性部おばちゃん倶楽部	「海の豊かさを生かす女性起業活動」 代表作品名：黄金まんじゅう、浜福神漬	農林水産大臣賞を受賞

（水産業振興課）

○マグロ資源の国際的資源管理と減船について

1 経緯

平成20年11月の大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）において大西洋クロマグロ漁獲枠の3割削減が、また、同年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においてメバチマグロ漁獲量の3割削減が合意されました。

国では、まぐろはえ縄関係業界からの国際漁業再編対策の適用の要請を受け、遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業に対し、「国際漁業再編対策について」（平成元年12月22日閣議了解）に基づいた「国際漁業再編対策」（国際減船）を講じることとしました。

2 概要

(1) 再編整備対策（減船）の内容

再編整備の実施期間は平成20年度であり、平成21年度以降については対象としないこととされています。減船隻数は、基本方針に従って関係団体が作成する計画により決定し、減船対象者に対して「救済費交付金」（経費の補てん等）及び「不要漁船処理費交付金」（船齢等に応じ算出された額の2/3相当額）が交付されることとなります。

(2) これまでの主な経過

- 1月30日 水産庁が国際漁業再編対策に基づく特定漁業の指定及び基本方針を策定
- 2月25日 基本方針に基づき、3団体（日本かつお・まぐろ漁業協同組合、全国漁業協同組合連合会、（社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会）が、まぐろはえ縄漁業について再編整備に関する実施計画を進達
- 3月6日 水産庁が関係知事を経由した認定申請を受理
- 3月13日 村井知事が農林水産大臣及び水産庁長官を訪れ、国が不要漁船処理費交付金の全額を負担することを要請
- 3月19日 農林水産大臣が、各団体の作成した再編整備に関する実施計画を、申請のとおり認定
- 3月31日 この日までに減船対象近海全船が帰港し、遠洋船は操業を終了

(3) 本県の減船状況

地 域	許可隻数（隻）			減船隻数（隻）		
	H21.3.31 時点			遠洋	近海	計
	遠洋	近海	計	遠洋	近海	計
気仙沼	50	24	74	15	5	20
石 巻	5	1	6	0	1	1
塩 釜	14	2	16	6	0	6
合 計	69	27	96	21	6	27

※全国の減船の状況：87隻（遠洋船64隻、近海船23隻）

3 今後の対応

不要漁船処理費交付金については、「かつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会」等関係都道府県と連携しながら、引き続き国の全額負担を求めていくこととしています。また、減船による地域経済への影響等を緊急に調査し、県として可能な施策を検討していくこととしています。

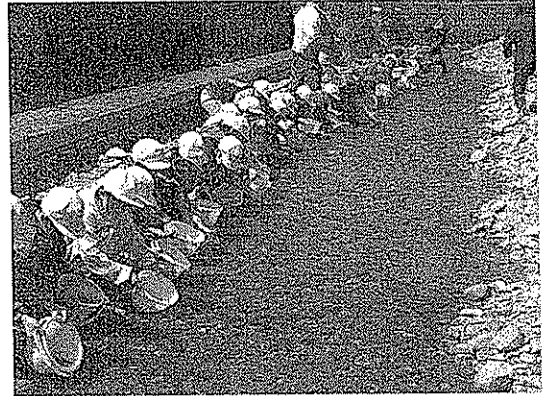
（水産業振興課）

○ 秋サケ水揚げ金額 35 億円突破

(関連事業：秋サケ来遊資源安定化推進事業)

1. 秋サケについて

「はらこ飯」に代表されるように、宮城県の秋の味覚として親しまれているサケは、古くから生まれた川に戻ってくることが知られ、大切に利用されてきました。日本で主に漁獲されるのはシロザケという種類で、「秋サケ」と称されるように9月頃～翌年1月に川に上って産卵します。生まれた稚魚は翌春3月～5月に海に下り、初夏までには日本沿岸を離れ、遠くベーリング海から北太平洋東部のアラスカ湾まで回遊しながら生活し、およそ4年後の秋に再び自分の生まれた日本沿岸に帰ってきます。



女川町いがの川（御前川）のサケ放流風景

2. 秋サケ人工ふ化・放流事業

このサケを守り、育てるため、日本ではサケの人工ふ化・放流の仕事が100年以上前から行われており、宮城県でも昭和50年代前半から本格化しています。人工ふ化・放流が行われるようになった当初、宮城県に帰ってくるサケの数（沿岸来遊数）はわずか約4万5千尾でしたが、

稚魚の放流数が増えるとともに沿岸来遊数も着実に増え、年変動はあるものの、近年では毎年200万尾以上のサケが漁獲されるようになりました（図1）。特に、平成20年度は過去最高の344万4千尾が漁獲され、水揚げ金額は平成4年度に次いで第2位となる35億2千万円となりました（図2）。

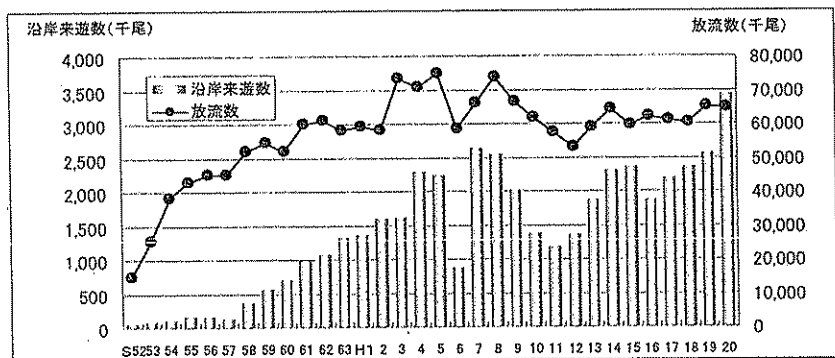


図1 宮城県におけるサケ稚魚放流数と沿岸来遊数の推移

これは、宮城県内でサケのふ化・放流事業を行う17のふ化団体による長年の努力と、水揚げ金額の一部をふ化・放流事業への協力金として納めてきた沿岸漁業者の協力のおかげであると言えます。宮城県では、今後もふ化・放流事業を支援し、持続的かつ安定的な秋サケ資源の造成を図っていきます。

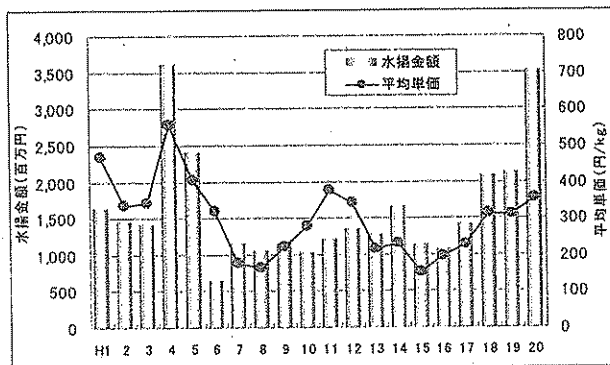


図2 宮城県における秋サケ水揚げ金額と平均単価



沿岸漁業により漁獲された秋サケ

(水産業基盤整備課)

〇 サケ稚魚の海中飼育について

サケ稚魚の海中飼育は、ふ化場で生産した稚魚を地先の海上いけす等で飼育するもので、陸上飼育池における飼育密度の調整等、ふ化団体における計画生産に寄与するだけでなく、降海までの食害の軽減や陸上飼育池より高い水温下での飼育による好成長等の長所があります。

管内では、平成20年度に合計4,137千尾の放流が行われました。このうち、大沢漁港で行われたものは岩手県と宮城県の漁業者の連携によるものです。宮城県漁協唐桑支所管内にある3ヶ統の大型定置網は岩手県境近くの広田湾に位置しており、岩手県気仙川さけふ化場の恩恵も受けていると考えられていることから、広田湾のサケ資源増大のための協力方法として海中飼育の実施について検討を進めてきました。平成19年度は唐桑地区定置漁業者の自主的取組として実施されましたが、今年度は、規模を拡大して気仙沼市大川水系さけます増殖協会（会長：鈴木昇気仙沼市長）の事業として実施されました。

平成20年3月中旬に岩手県気仙川ふ化場から搬入した稚魚（1,000千尾）は飼育期間中、目立ったへい死もなく、順調に成育し、飼育開始から約1ヶ月後には、地元漁業者や同協会等50余名の関係者が見守る中、生け簀の外に放流されました。

両県関係者の取組が、広田湾のさけ資源の安定に繋がるものと期待されます。

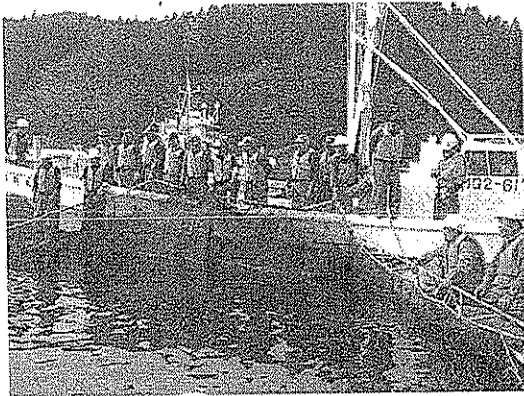


写真 放流時風景①（大沢漁港にて）

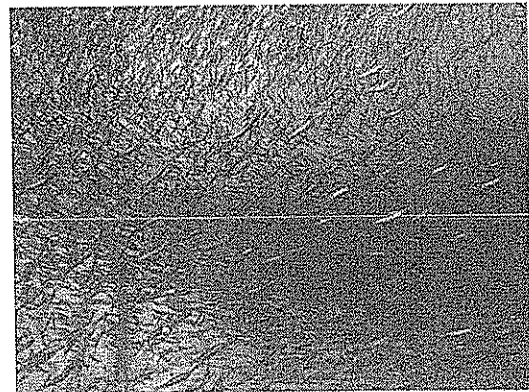


写真 放流時風景②（遊泳する稚魚）

参考（気仙沼管内での実施状況）

団体	実施場所	放流数 (千尾)
気仙沼市大川水系さけます増殖協会	大沢漁港	1,000
	松岩地先	1,128
志津川湾水系さけます増殖協会	志津川湾	1,503
	歌津地先	506
	計	4,137

（気仙沼地方振興事務所水産漁港部）

○ライフジャケット着用推進の取組について

1 ライフジャケット着用推進の必要性

平成18年・19年と2年連続で下記に示す大きな海難事故があり、特に平成19年12月9日の沖合底びき網漁船の海難事故では、ライフジャケットを着用していた3名が救助されたことから、その効果が改めて確認され、着用率100%を目指す取組の緊急性が認識されたところです。

年月日	海難事故の状況
平成18年10月6日	サンマ漁船（198トン）女川町出島沖で座礁転覆 乗組員16名（死亡9名，行方不明7名） ライフジャケット全員未着用
平成19年12月9日	沖合底びき網漁船（66トン）金華山沖合で沈没 乗組員7名（救助3名，死亡2名，行方不明2名） ライフジャケット着用3名

他県の例では、平成16年9月にゴムボートで釣りをしていた2名が海中に転落する事故や、平成18年1月に漁網整理中の乗組員がバランスを崩し海中に転落する事故がありました。ライフジャケットを着用していたことから、無事助かったという例もあります。

このような事例のとおり、ライフジャケットの着用率向上に向けて更なる取組が必要な状況となっています。

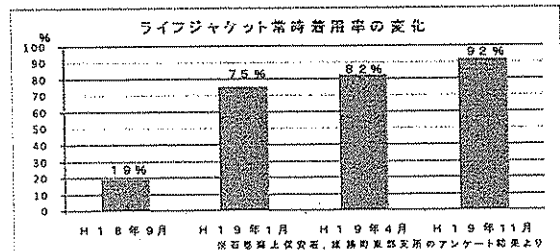
2 県としての取組状況

県では、漁船等の海難事故を撲滅し、海難事故防止対策を積極的に推進するため、研修会を開催し安全意識の高揚を図り、ライフジャケットの着用及び海難事故防止に向けた情報等の周知徹底を図っています。

また、漁船漁業団体の総会や漁船検認時の際にも「ライフジャケット着用」について積極的に呼びかけを行っています。

○これまでの海難防止研修会の開催状況

開催日	場所	参加人数
平成19年3月30日	県庁	127名
平成19年10月16日	女川町	110名
平成20年2月20日	大崎市	50名
平成20年10月20日	仙台市	121名



3 他機関の取組状況

平成18年から石巻海上保安署が全国に先駆け、漁協女性部を中心に「女性ライフジャケット着用推進員」を委嘱し、漁業者へのライフジャケット着用の呼びかけ等を行い、着用率向上に向け大きな役割を果たしています。

また、石巻市では、関係する行政機関や関係団体等と連携し、地域一体となったライフジャケット着用率向上への取組を展開することとし、平成20年3月の市議会で「救命胴衣着用宣言都市に関する決議」が議決され、海難防止に向けた様々な取組を進めることとしています。

4 今後の取組

今後も、海難防止研修会を開催し安全意識の高揚を図るとともに、他機関と連携・協力しながら啓蒙活動を行い、ライフジャケット着用の徹底を強力に推進していくこととしています。

(水産業振興課)

○韓国の水産物輸入規制強化

1 概要

韓国では、国内での水産動物の疾病予防及び拡散を防止するため、平成20年12月22日に「水産動物疾病管理法」が施行されました。この法律では、二枚貝がエビのWSD（ホワイトスポット病）のベクター（病原体の媒介動物）となる可能性を根拠に、日本から輸入している活ホタテガイに対して検疫証明を義務付けています。

宮城県から韓国に輸出している活ホタテガイについては、法施行から平成21年2月23日までは猶予期間として検疫証明が免除されていましたが、2月24日以降は日韓協議の結果、検疫証明暫定措置として「健康証明書（海域証明）」を添付することで輸出が継続されてきました。

2 ホタテガイ韓国輸出の背景

韓国内で15年前（平成6年頃）に発生した養殖ホヤの疾病により、ホヤの生産量が大幅に減少し、それを補うために、日本の三陸産活ホヤが韓国に輸出されるようになりました。当初は、ホヤの出荷ロットが少量で荷に余裕があったことから、輸出業者が活ホタテガイを同梱して輸出するようになり、これが活ホタテガイの韓国輸出の始まりです。

当県産活ホタテガイの韓国輸出については、日本の三陸産水産物の品質が韓国内で評価されてブランド化されたこと等から、三陸産活ホタテガイの需要が高まり、平成14年頃から本格的に行われており、最近では、北海道や青森県からも韓国輸出が行われています。

3 県の対応状況

- ・ 韓国の法律施行を受け農林水産省消費安全局畜水産安全管理課水産安全室等から情報収集及び輸出業者からの相談対応（平成20年12月～）
- ・ 宮城県から「韓国へ生きた養殖水産動物の輸送実態調査」の実施と国への報告（平成21年1月）
- ・ 韓国向け輸出活ホタテガイの「健康証明書（海域証明）」を水産技術総合センターから発行（平成21年3月3日～3月31日、発行件数：31件）

4 今後の対応

韓国側からは、平成21年4月の輸出分から、証明書様式の統一化や証明内容をロット毎に行うこと等新たな検査体制が求められていることから、韓国側と合意するまでの間は輸出休止の措置がとられました。

このため、輸出休止による養殖業への影響を最小限にとどめるため、輸出の早期再開に向け、国と検査体制のあり方について調整作業を行う必要があります。

※ 輸出再開に向けては、韓国から要求された内容について国と継続協議を行い、その協議内容を踏まえて、日本と韓国との政府間協議で合意され、平成21年5月22日付けで新たな検査体制が国から示されました。これを受けて、県では、平成21年6月1日付けで「韓国向け輸出活ホタテガイに関する水産動物健康証明書発行要領」を制定し、輸出手続きを示しました。また、宮城県漁業協同組合も6月10日に輸出業者を対象にした説明会を行い、新しい検査体制での輸出が再開されています。

〈参考〉

年間輸出量（推定）

1,300トン（300ロット）

輸出活ホタテガイの生産地

雄勝湾、女川湾、鮫浦湾

宮城県におけるホタテガイの生産状況（平成18年農林統計）と輸出割合

数量 約1万5千トン（輸出割合：8.7%）

金額 約4.2億円

単価 280円/kg

（水産業基盤整備課）

○国際捕鯨委員会（IWC）の動向について

（関連事業：鯨類餌生物調査事業）

1 本県の捕鯨の現状

本県の石巻市鮎川は、全国有数の捕鯨基地として、地域経済の発展に大きな役割を果たしてきました。しかし、昭和62年に商業捕鯨が中断されてからは、IWCの規制対象外であるツチクジラやコビレゴンドウ等の小型鯨類を年60頭程度捕獲しているに過ぎず、地域経済の衰退はもとより、鯨文化の継承も危惧される状況にあります。このことから、沿岸小型捕鯨を再開するため、IWC等において、科学的根拠に基づいた鯨類資源の持続的利用の実現について国に働きかけています。

2 国際捕鯨委員会の動向

国際捕鯨委員会（IWC）は、「鯨類に適当な保存を図って捕鯨産業の秩序ある発展を可能にするため」に、昭和21年に締結された国際捕鯨条約に基づき、昭和23年に設置され、日本は3年後の昭和26年に加盟しました。

IWCは当初、捕鯨国が多数を占めていましたが、1964年にシロナガスクジラやザトウクジラの捕獲禁止、他の鯨類についても捕獲枠の大幅な削減が打ち出されてからは、鯨油のみに依存していた国々は次々に南極海捕鯨から脱落し、次第に反捕鯨国が増加していきました。そしてついには、1982年に商業捕鯨停止が決議され、日本では1987年に南極海での商業捕鯨、1988年には沿岸での商業捕鯨を中断しました。その後、IWCの下部組織である科学委員会では、1992年に新たな管理方式を完成させ、IWCもこれを承認しましたが、反捕鯨国は管理を保証する制度を求め、作業部会が設置されましたが検討は進んでいません。近年の開催状況と内容は以下のとおりです。

近年のIWCの年次総会の開催状況

回数	開催時期	開催場所	内 容
58	平成18年6月	セントキッツネービス	・「商業捕鯨のモラトリアムは必要ない」、 「IWCの機能の正常化」の宣言を採択。
59	平成19年5月	アンカレッジ	・エスキモーの捕鯨を認める「先住民生存捕鯨」を賛成多数で可決。 ・沿岸小型捕鯨の再開の要求は受け入れられず、日本はIWC脱退等の選択肢を示唆。
60	平成20年6月	サンティアゴ（チリ）	・IWC正常化のため、合意案を作成するための作業部会の設置で合意し、解決すべき課題として33項目がリストアップされた。 ・急いで議論する課題として沿岸捕鯨、調査捕鯨、南大西洋サグフアリの3つをパッケージ案として5年間の暫定措置をとることで合意。 平成21年6月までのIWC年次総会までにまとめることとした。 （平成21年3月に開催されたローマでの作業部会では合意に至らず）

3 本県の取組状況

本県では科学的根拠に基づいた鯨類の持続的利用を図るべきとの主張に歩調を合わせながら、IWCにおいて沿岸漁業の安定と地域の活性化、鯨文化と次代への継承を実現するため、三陸沖鯨類捕獲調査に協力する等、我が国沿岸捕鯨の早期再開に向けた働きかけに努めています。

（水産業基盤整備課）